

点検報告義務のある防火対象物・報告の期間

防火対象物の項別区分	防火対象物の用途 (消防法施行令別表第1)	点検結果報告の期間	
(1)項	イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場	1年に1回	
	ロ 公会堂、集会場		
(2)項	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブなど		
	ロ 遊技場、ダンスホール		
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)など		
(3)項	ニ カラオケボックス、漫画喫茶、インターネットカフェ、個室ビデオなど		
	イ 待合、料理店など		
(4)項	ロ 飲食店		
	百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場		
(5)項	イ 旅館、ホテル、宿泊所など		3年に1回
	ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅		
(6)項	イ 病院、診療所、助産所		1年に1回
	ロ 特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、自力避難困難者が入所している小規模福祉施設など		
	ハ 老人福祉施設、有料老人ホーム((6)項ロに該当するものを除く。)、保育所、障害福祉サービス事業を行う施設など		
	ニ 幼稚園、特別支援学校		
(7)項	学校		3年に1回
(8)項	図書館、博物館、美術館など		
(9)項	イ 蒸気浴場、熱気浴場など		1年に1回
	ロ 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場などを除く。)		
(10)項	車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	3年に1回	
(11)項	神社、寺院、教会等		
(12)項	イ 工場、作業場		
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ		
(13)項	イ 自動車車庫、駐車場		
	ロ 航空機の格納庫		
(14)項	倉庫		
(15)項	事務所等((1)項から(14)項までに該当しない事業場)		
(16)項	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	1年に1回	
	ロ (16)項イに該当しない複合用途防火対象物	3年に1回	
(16の2)項	地下街	1年に1回	
(16の3)項	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)		
(17)項	重要文化財等	3年に1回	
(18)項	延長50メートル以上のアーケード		

は特定防火対象物

● 消防用設備等に関するお問い合わせ先・点検報告書の提出先

〒362-0031 埼玉県上尾市上尾村 537 番地

上尾市消防本部予防課

TEL: 775-1314・FAX: 775-2230・メール: s582000@city. ageo. lg. jp

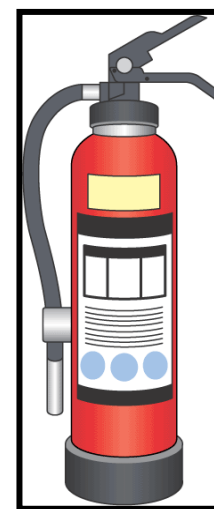
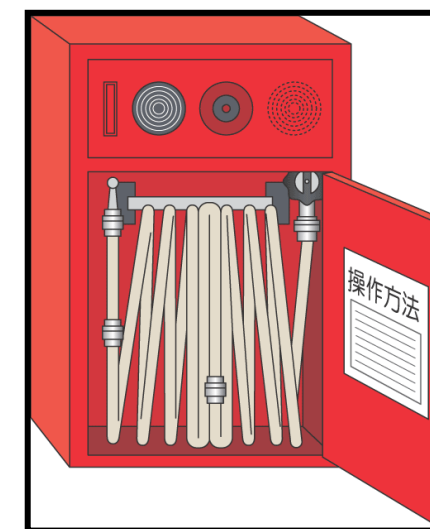
月～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



令和2年3月第2版発行

上尾市内
防火対象物関係者の
みなさまへ

消防用設備等の点検・報告
はあなたの義務です。



消防法による罰則(消防法第44条第11号、第45条第3号)
○消防法第17条の3の3(消防用設備等の点検及び報告)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金又は拘留
○その法人に対しても30万円以下の罰金

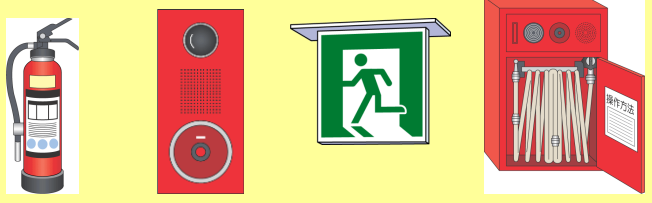
上尾市消防本部



消防用設備等とは？ 点検の必要性は？ 点検実施者の資格は？ 疑問にお答えします。

Q 消防用設備等とは？

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るために必要なものです。※防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、消防法第17条により当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないこととされています。



Q 点検・報告は何で必要なの？

消防用設備等は、いついかなる場合に火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。普段の生活や事業活動の中で通常使用されるものではないため、日ごろの維持管理が十分に行われることが必要不可欠です。



Q 点検実施者の資格は？

防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

消防設備士又は消防設備点検資格者

- 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物以外の防火対象物で消防長が指定したもの
⇒上尾市では、1,000㎡以上の防火対象物を指定
- 3階以上の階又は地階の用途が特定防火対象物で、屋内階段が1つしか設けられていないもの



防火対象物の関係者

- 上記以外の防火対象物
- ※専門的な知識・技術を要するため、上記の資格者に行わせることをお勧めします。

※防火対象物とは、建物（建築物）をはじめ、車両や船舶、山林など火災予防の対象となるすべてのものを指す消防法令上の呼称です。防火対象物はその用途によって細かく区分されており、防火管理の義務や必要な消防用設備等はこの用途区分により定められています。（消防法施行令別表第一、裏面の表を参照）

Q 点検・報告の時期は？

消防用設備等の設置が義務づけられている防火対象物の関係者は、消防法第17条の3の3により、その設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長に報告する義務があります。

I 点検の期間

点検種別	点検の内容及び方法	点検の期間
機器点検	外観や機器の機能を確認します。	6ヶ月ごと
総合点検	機器を作動させて、総合的な機能を確認します。	1年ごと

II 報告の期間

防火対象物の用途に応じて定められています。（裏面の表を参照してください。）
なお、点検の期間と報告の期間は異なりますので、ご注意ください。

Q 点検時の注意事項は？

I 事前に行うこと

- ① 点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ② 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

II 点検時に行うこと

- ① 点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- ② 点検実施者が点検に必要な器具を所持しているかを確認します。
- ③ 必ず立ち会って、適正な点検が行われているか確認します。

III 終了時に行うこと

- ① 消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
 - ② 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- ◎不良箇所があった場合には、すみやかに改修します。



点検結果報告書の作成と報告先

- ① 点検結果を記入した点検結果報告書及び点検票を2部（正本・副本）作成します。
- ② 上尾市消防本部予防課（所在地は裏面参照）に2部提出してください。（宛名は『上尾市消防長』です。）
※郵送による提出も可能です。詳しくは予防課へお問合せください。



消火器の訪問点検にご注意を!

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さまにも周知徹底を!

消防用設備等の点検・報告制度とは別に、防火管理上の必要な業務について点検・報告する防火対象物定期点検報告制度（消防法第8条の2の2）があります。

※詳しくは予防課へ

- ◆ 点検業者をお探しの方は、「一般社団法人 埼玉県消防設備協会」TEL 048-864-8381（9時から17時・土日祝祭日休み）にご相談ください。
- ◆ 初めて依頼する場合は、複数の点検業者の見積もりを確認した上で依頼することをお勧めします。